



研究会報告書 (H24.2)

1 見直しの基本的な考え方

本統計の見直しについては、～（中略）～年次で都道府県別の活動を把握することとする。これらにより、サービス産業全体の生産・雇用等の概括的な統計において、売上高の時系列的・地域的把握の整備を進め、もって経済センサスー活動調査を中心とするサービス産業関連統計の体系的整備の推進にも資することとする。

2 サービス産業動向調査を巡る状況

(2) 本統計の活用見込み

行政機関等の活用としては、全国的な政策の企画立案・実施のみならず、地域においても重要な役割を果たすものと見込まれる。

<主として年次統計の活用>

- ④ 都道府県別の状況の把握により、県民経済計算作成への利用や産業振興策等に資する。



「都道府県別売上高」の見直しについて

研究会報告書(続き) (H24.2)

民間における活用については、～(中略)～ 都道府県別の売上高を把握することでサービスに関する需要の地域的な把握が可能であること等から、民間における研究分析や経済活動の意思決定への利用が見込まれる。

3 サービス産業動向調査の見直し

(2) 年次統計及びそのための拡大調査の導入

製造業や卸売・小売業に比べてサービス産業については地域別状況に関する情報が少なく、地方公共団体における産業政策を的確に行う観点からも、年次統計において都道府県別の動向を把握することとする。

H25.1月から年次調査を新設し、
「事業活動別・都道府県別 売上高」の公表を開始 2



「都道府県別売上高」の把握方法

記入のしかた (一部抜粋)

		4	1	4	7	2	0	0	,000円	又は				%			
2	東京都			7	9	3	8	0	0	0	,000円	又は			%		
3	神奈川県			11	9	7	7	0	0	0	,000円	又は			%		
1	千葉県										,000円	又は		3	3	%	
2	東京都										,000円	又は		1	7	0	%
3	神奈川県										,000円	又は		2	2	%	

- 「3. (1) 事業活動別年間売上高 (収入額)」の内訳を都道府県・海外別に記入してください。各都道府県・海外の年間売上高 (収入額) は貴社 (団体等) のサービスの提供場所で計上することを基本とします。
- 年間売上高 (収入額) を記入できない場合は、「3. (1) 事業活動別年間売上高 (収入額)」に占める各都道府県・海外の年間売上高の割合 (0.1%未満を四捨五入) を記入してください。
※『売上高 (収入額)』又は『年間売上高の割合』のどちらか一方をご記入ください。
- 海外における事業活動を行っている場合は、調査票3ページ又は5ページの下部にある「海外」欄に年間売上高 (収入額) 又は割合を記入してください。
- 各都道府県・海外の年間売上高 (収入額) がわからない場合は、事業従事者数など地域別の売上高 (収入額) を表す適切な情報を用いてあん分してください。
- 調査票2ページの「3. (1) 事業活動別年間売上高 (収入額)」と「地域別A票・B票」で記入する年間売上高 (収入額) の合計が、四捨五入等により一致しない場合は、当該事業活動において年間売上高が最も大きい都道府県・海外の額で調整し、同額となるように記入してください。
- 地域別の事業活動別年間売上高 (収入額) を、複数の都道府県の合算値で記入している場合は、合算している都道府県の範囲をカッコでくくるなどしてください。



「都道府県別売上高」の回答状況

回答状況

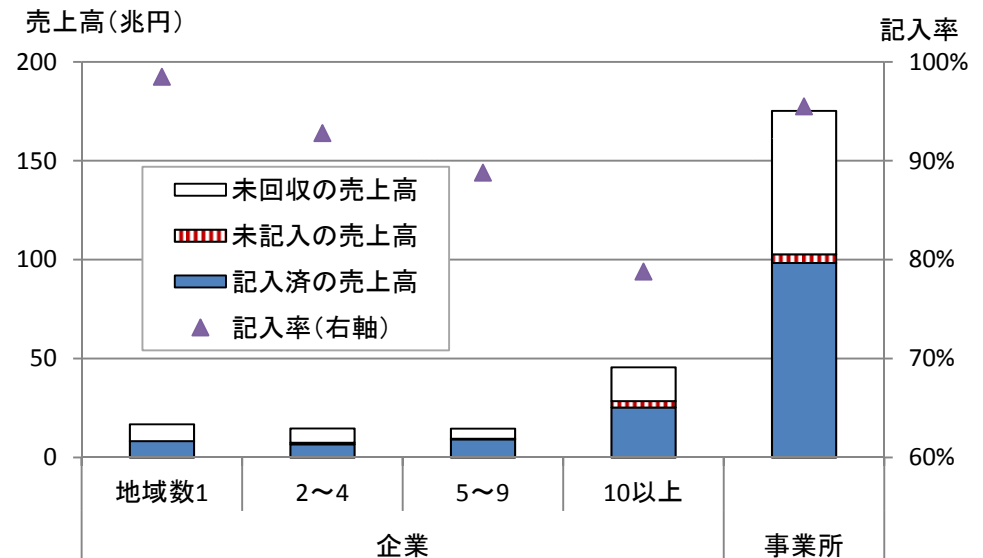
- 「都道府県別売上高」の記入率は約85%と、他の調査事項に比べて低い
- 特に10以上の都道府県にまたがって活動している企業等については、売上高記入率が8割未満となる等、回答の困難さがうかがえる一方で、結果全体に与える影響も大

拡大調査の調査事項の記入率 (平成25年、%)

	企業	事業所
事業活動別 年間売上高	97.5	95.5
都道府県別 年間売上高	85.3	—
事業活動別 事業従事者数	94.2	99.7

- ※ 「記入率 = 記入のあった客体数 / 調査票の提出のあった客体数 (N)」によって算出したもの。Nは25年12月時点。
- ※ 企業等調査の記入率は、当該企業の記入対象項目数(事業活動数、地域数)に占める、売上高等の記入のあった項目数により算出。
- ※ 事業従事者数の記入率は、「総数」の値。

記入対象となる地域数別にみた 売上高の回答状況(平成25年)



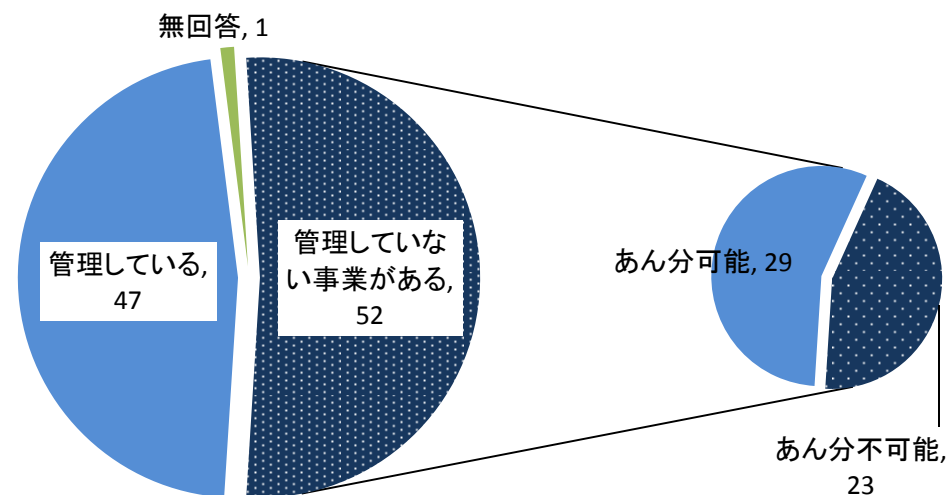


「都道府県別売上高」の管理状況

企業ヒアリング (平成26年11月実施)

- ヒアリング回答企業の過半が「都道府県別に管理していない事業がある」。そのうち約半数は「あん分等による算出も不可能」
- 運輸業, 郵便業において、「乗客の乗車・降車地別まで管理していない」「インターネット販売は本社に帰属する」等の意見
- いわゆるネットワーク型産業以外でも、「社内システムは都道府県別で構築していない」「顧客の所在地別は困難」等の意見

「都道府県別売上高」の管理状況





諸外国の事例

ドイツの事例 (平成27年2月訪問)

- ドイツにおけるサービス産業を対象とした調査では、毎年(業種によっては四半期ごとに)、州別の従業者数を調査し、売上高のあん分に利用

ドイツにおける年次統計調査票(抜粋)

H 州別の従業者数、給与、設備投資 ⑭

B1、D4、Eの項目について、州ごとの内訳をお答えください。

州	従業者数 (2013.9.30現在)	給与	設備投資
		ユーロ	ユーロ
01 シュレスヴィヒ=ホルシュタイン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
02 ハンブルク	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
03 ニーダーザクセン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
04 ブレーメン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
05 ノルトライン=ヴェストファーレン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
06 ヘッセン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※ドイツ連邦統計局から受領した年次統計調査票(宿泊業対象)の一部を仮訳



「都道府県別売上高」の見直し案

考察

- 都道府県別売上高は、地域における産業政策に資する等の調査目的に照らせば、引き続き把握していくべきではないか。
- サービスの提供場所の概念については、県民経済計算等への利活用を想定すれば、サービスの需要側ではなく生産側を基本とするべきではないか。
- 海外の事例も参考にすれば、(現在は代替事例の一つと位置づけている)都道府県別従事者数による回答も、積極的に認めることとしてはどうか。

見直し案

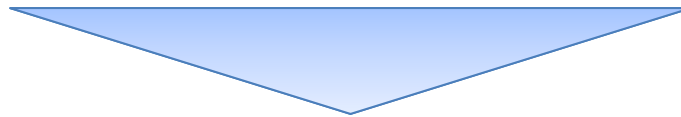
- 都道府県別売上高は、引き続き把握する。
- 都道府県別売上高は、事業所の所在地ベースでの回答を求めることとし、その旨「記入のしかた」に記載する。
- 都道府県別売上高の回答が困難な場合には、(従事者数によるあん分値ではなく)従事者数の都道府県別割合を回答してもらうこととする。



「記入のしかた」の見直しイメージ

現行

- 各都道府県・海外の年間売上高(収入額)は貴社(団体等)のサービスの提供場所で計上することを基本とします。
- 各都道府県・海外の年間売上高(収入額)がわからない場合は、事業従事者数など地域別の売上高(収入額)を表す適切な情報を用いてあん分してください。



見直し案

- 各都道府県・海外の年間売上高(収入額)は貴社(団体等)がサービスを提供した事業所の場所で計上することを基本とします。
- 各都道府県・海外の年間売上高(収入額)がわからない場合は、「年間売上高の割合」の欄に、事業従事者数の地域別割合を記入してください。